新座市企業告示第４２号

新座市指定給水装置工事事業者の更新

新座市水道事業給水条例（昭和３７年新座市条例第４号）第７条第１項及び水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２の規定に基づき、新座市水道事業の業務に係る工事を施行させる新座市指定給水装置工事事業者として、次のとおり更新する。

令和８年１０月７日

新座市水道事業管理者
新座市長　並　木　　傑

指定番号、給水装置工事事業者名、給水工事の事業を行う事業所の所在地及び有効期限

指定番号	給水装置工事事業者名	所　在　地	有　効　期　限
４４９	株式会社ヤザキシンメイ	埼玉県川口市本町二丁目２番１５号	令和１３年１１月９日